



## 後期高齢者医療制度からのお知らせ

▶お問い合わせ 健康課 ☎ 73-3014  
 県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 087-811-1866

### 療養費について

#### いったん全額自己負担したとき

次のような場合は、いったん全額を本人が支払い、後から健康課または各支所へ申請をして認められると自己負担額以外の部分が『療養費』として支給されます。

- ・ やむを得ず、被保険者証（保険証）を持たずに診療を受けたとき
- ・ 海外渡航中に治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）
- ・ 緊急の手術や重病など、やむを得ない理由により、医師が認めた入院、転院をする場合で、かつ救急車で搬送が困難な移送となったとき（移送費）
- ・ 医師の指示で、コルセットなどの治療用装具を作ったとき
- ・ 医師の同意を得て、あんま・マッサージ、はり・灸などの施術を受けたとき
- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分が区分Ⅱをお持ちの人で、長期入院該当の申請をして、食事代の差額が生じたとき



#### 柔道整復（接骨院・整骨院）のかかり方

柔道整復（接骨・整骨・骨つぎ）とは、骨や関節・筋肉のけが（すべったり、転んだり、ぶつけたりしたときの新しい負傷）の治療・応急手当を目的とする施術です。

保険適用となる施術	全額自己負担となる施術
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 打撲</li> <li>・ ねんざ</li> <li>・ 挫傷（肉離れなど）</li> <li>・ 骨折・脱臼</li> </ul> ※応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単なる肩こり、腰痛、肉体疲労</li> <li>・ 特にけがはないが、疲れを取ることが目的のもの</li> <li>・ 古傷など、症状改善が見られない長期の治療</li> <li>・ 脳疾患後遺症などの慢性病</li> <li>・ 整形外科や外科での治療中の部位 など</li> </ul>



接骨院・整骨院にかかるときは、負傷の原因を正しく伝えて施術を受けましょう。また、治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

#### <県広域連合事務局からのお願い>

接骨院・整骨院からの請求の中には、保険の対象とならない施術についての請求や、不適切な請求が見つかることがあります。適正な保険給付のために調査が必要と判断される場合には、県後期高齢者医療広域連合から被保険者に「負傷原因」「施術年月日」「施術内容」などを直接照会する場合があります。

このため、医療費通知や領収書は保管し、照会があった場合は、回答にご協力ください。



## 水処理についてのお知らせ

▶お問い合わせ 環境衛生課 ☎ 73-3007

### 10月1日は浄化槽の日

浄化槽は、家庭からの生活雑排水や水洗便所排水を処理し、きれいな水を河川や水路に放流するための施設です。各家庭に設置されている浄化槽の機能を正常に維持するためには、定期的な保守点検・清掃・法定検査の受検が欠かせません。

市では「水と緑の美しいまちづくり事業」として、合併処理浄化槽を対象に浄化槽法で義務付けられている次の3項目に係る経費の一部を助成しています。

- ① 保守点検 浄化槽の装置が正しく働いているか点検し、清掃の時期の判定や消毒剤の補充などを行います。4カ月に1回以上受けましょう。
- ② 清掃 浄化槽内の汚泥などの抜き取りや装置の洗浄を1年に1回以上行う必要があります。
- ③ 法定検査 浄化槽の処理水の水质を検査し、機能が正常かどうかを確認します。設置後3カ月を経過してから5カ月以内に受ける法第7条検査と、その後1年に1回受ける法第11条検査があります。検査は、県知事指定検査機関である公益社団法人香川県浄化槽協会が行います。

### 合併処理浄化槽維持管理費補助金制度について

#### 補助対象

市内に設置されている専用住宅の合併処理浄化槽（20人槽以下）に対し、適正な維持管理（保守点検・清掃・法第11条検査）を同一年度に実施した人

補助金額 3万円（限度額）

#### 必要書類

- ・ 補助金交付申請書（環境衛生課、各支所にあります）
- ・ 保守点検、清掃および法第11条検査の領収書の写し
- ・ 法第11条検査結果書の写し（「不修正」でないもの）

提出先 環境衛生課、各支所

#### 申請期限

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施した場合の申請締め切りは、令和4年3月31日です。

### 集落排水施設および市設置浄化槽の世帯人数の変更はありませんか

集落排水施設および市設置浄化槽の月額使用料は、基本使用料と世帯人数により定められています。世帯人数に変更があった場合は、使用人員変更届の提出が必要です。印鑑を持って、環境衛生課、各支所まで手続きしてください。



## 野焼きは法律で禁止されています！

▶お問い合わせ 環境衛生課 ☎ 73-3007

家庭ごみや剪定くずなどの焼却により、「煙たくて窓が開けられない」「洗濯物に臭いが付いて困る」「体調の悪い人がいるので困る」といった声が多く寄せられています。ごみを燃やすと煙や臭いによる近隣トラブルを招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質によって人の健康にも悪影響を与えます。

家庭から発生したごみは、野焼きせず指定された日に正しく分別してごみステーションなどへ出してください。

### 野焼き（野外焼却）とは？

- ・ ドラム缶などを使用しての焼却
- ・ ブロックで囲んだ焼却
- ・ 地面に穴を掘っての焼却 など

### 野焼きの例外とは？

- ① 農林水産業を営むために行われる稲・麦わら焼き、焼き畑、畦の草および伐採した下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却
  - ② 落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くずの焼却
  - ③ 河川・道路管理者などが除草した草木の焼却
  - ④ 災害などの予防、応急対策、火災予防訓練
  - ⑤ 正月のしめ縄、門松などを焚く行事や塔婆供養の焼却 など
- ※例外的に野焼きを行う場合でも、少量の焼却を心掛け、風向きや時間帯などを考慮するなど、周辺地域の生活環境に十分配慮してください。

